

第4期愛知県自殺対策推進計画について

① 計画の概要

(1) 策定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するため、「第4期愛知県自殺対策推進計画」※を策定する。
※、愛知県自殺対策推進本部（2008年3月設置）及び愛知県自殺対策推進協議会（2007年6月設置）の名称と合わせ、本県における自殺対策を総合的、効果的に推進することから、第3期までの「あいち自殺対策総合計画」を「愛知県自殺対策推進計画」とする。

(2) 計画の性格

自殺対策基本法第13条第1項に基づいて策定する都道府県計画である。

自殺対策は、SDG s の達成に向けた政策としての意義を持つことからSDG s の推進について明記する。

(3) 計画の期間

2023年度から2027年度までの5年間とする。

国の新たな自殺総合対策大綱（2022年10月14日閣議決定）を本県の実情に即して、十分反映していく必要があることから、本県の計画の公表は2023年6月（予定）とする。

なお、本県の第3期計画の計画期間は2022年度末となっていることから、第4期計画の公表までの期間は第3期計画に基づき各種施策を推進する。

② 計画の骨子案

I はじめに

※2022年7月13日開催 第1回愛知県
自殺対策推進協議会にて承認済

- 1 計画策定の趣旨・経緯※
- 2 愛知県の自殺の現状※
- 3 自殺や自殺対策に関する基本認識
- 4 国、県及び市町村、民間団体、企業及び国民（県民）の役割
- 5 計画の性格、期間、**基本理念、基本目標及び構成〈計画の体系〉**

II 第3期計画の目標及び結果等

- 1 第3期計画の目標及び結果※
- 2 第3期計画の取組実績及び評価目標及び結果※

III 自殺を防ぐための対策

- 1 対策の基本的な考え方
- 2 ライフステージ別対策**
- 3 自殺ハイリスク者群への対策**
- 4 その他の保護因子を高める対策**
- 5 自死遺族支援対策**

IV 推進体制の整備及び計画の的確な進行管理

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の的確な進行管理
指標とする主な取組内容

③ 愛知県自殺対策推進計画策定ワーキンググループ

第1回ワーキンググループ【2022年9月27日開催】

2022年8月15日に発表された
国の新たな「自殺総合対策大綱」の素案に基づき
・次期計画の基本理念、基本目標、体系案等について検討
・主に女性の自殺対策について検討

第2回ワーキンググループ【2022年10月17日開催】

2022年10月14日に閣議決定された
国の新たな「自殺総合対策大綱」に基づき
・次期計画の基本理念、基本目標、体系案等について再検討
・主に子ども・若者の自殺対策について検討

ワーキンググループ構成員

	氏名	所属・職名等	区分
1	折口 由美	日本労働組合総連合会愛知県連合会 ジェンダー平等・多様性推進局長	女性・労働関係
2	粕田 陽子	愛知県弁護士会弁護士	※法曹関係 (子ども若者)
3	兼田 智彦	社会福祉法人愛知いのちの電話協会評議員	民間支援機関
4	久保田 昌俊	愛知県教育委員会保健体育課長	教育関係
5	菅沼 三紀子	愛知県市町村保健師協議会委員 新城市健康福祉部健康課係長	市町村関係
6	花井 幸二	リメンバー名古屋自死遺族の会代表幹事	※自死遺族
7	◎平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	※学識経験者
8	藤城 聡	愛知県精神保健福祉センター所長	行政機関
9	増井 恒夫	愛知県春日井保健所長	行政機関
10	森山 花鈴	南山大学法学部准教授 南山大学社会倫理研究所第一種研究所員	学識経験者

◎座長

※自殺対策推進協議会委員

④ 計画の基本理念

基本理念

案 1 現行計画の基本理念を、引き続き、次期計画の基本理念とする。

「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指す

案 2 国の新大綱上の基本理念を、次期計画の基本理念とする。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す

○過去の基本理念について

	国（大綱）	県（計画）
第 1 期	設定なし	「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指す 【目標として設定】
第 2 期	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す 【副題として設定】	「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指す 【基本理念として設定】
第 3 期	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す 【基本理念として設定】	「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指す 【基本理念として設定】
第 4 期	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す 【基本理念として設定】	今回検討

ワーキンググループ委員意見

○ 案の 1 は、援助がしやすくなるということに力点が置かれる。社会のあり方、生きづらい社会のあり方を変えていかないと、ただ S O S を出したり、その S O S に対する支援を受けとめたりだけでは足りない。

案の 2 は、社会全体の改革を目指しているように思う。基本理念にはそういう要素があると良い。

○ 案の 2 の「誰も自殺に追い込まれることのない」という表現が引っかかる。

○ 案の 2 の国と同じ基本理念であるのはおかしい。県の基本理念を打ち出していくべき。「気づきと見守りにより生きやすい社会づくり」は、前向きな社会実現を目指す生きるための促進要因の要素がある。国の「誰も自殺に追い込まれることのない社会」は阻害要因的である。ネガティブよりもポジティブに基本理念を設定すべきである。

事務局案

委員意見を踏まえ、現行の基本理念を引き続き、次期計画の基本理念とする

「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指す

5 計画の基本目標

基本目標

案1 現行計画の基本目標を、引き続き、次期計画の基本目標とする。

2026年までに自殺死亡者を13.0以下まで減少させる

○基本目標の設定方法

- ・国が「2026年までに自殺死亡者を2015年と比べ30%以上減少」させ、自殺死亡者を13.0以下とすることを目標としていることを踏まえ、本県でも2026年までに自殺死亡者を13.0以下にすることを旨とする。
- ・なお、自殺死亡率については、自殺総合対策大綱は国内日本人のみを対象とした人口動態統計を使用しているが、本県においては、外国人も含む全ての県民を施策の対象としていることから、外国人を含む警察庁統計を使用することとする。

案2 国の新大綱の目標を踏まえ、新たに数値目標を設定する。

2026年までに自殺死亡者を0まで減少させる 又は 2026年までに自殺死亡者を0%以上減少させる

○新たな数値目標の設定方法

- ・先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡者を2015年と比べて、30%以上減少させる。

(全国自殺死亡率：2015年 18.5 ⇒ 2026年 13.0以下)

			2015年	2026年	考え方
全国（大綱）	人口動態統計	自殺死亡率	18.5	13.0以下	先進国の現在水準（自殺死亡率の減少率△30%）
県	人口動態統計	自殺死亡率	16.0	11.2以下	県の2015年自殺死亡率から30%減
		自殺死亡率	16.0	13.0以下	国の目標と同率（自殺死亡率の減少率△30%以上）
	警察庁統計	自殺死亡率	17.5	12.3以下	県の2015年自殺死亡率から30%減
		自殺死亡率	17.5	13.0以下	国の目標と同率（自殺死亡率の減少率△30%以上）

ワーキンググループ委員意見

- 目標値の基準となる年は、その計画の策定の当初なのか、それともコロナ禍で高くなった数値を選ぶことは可能か。

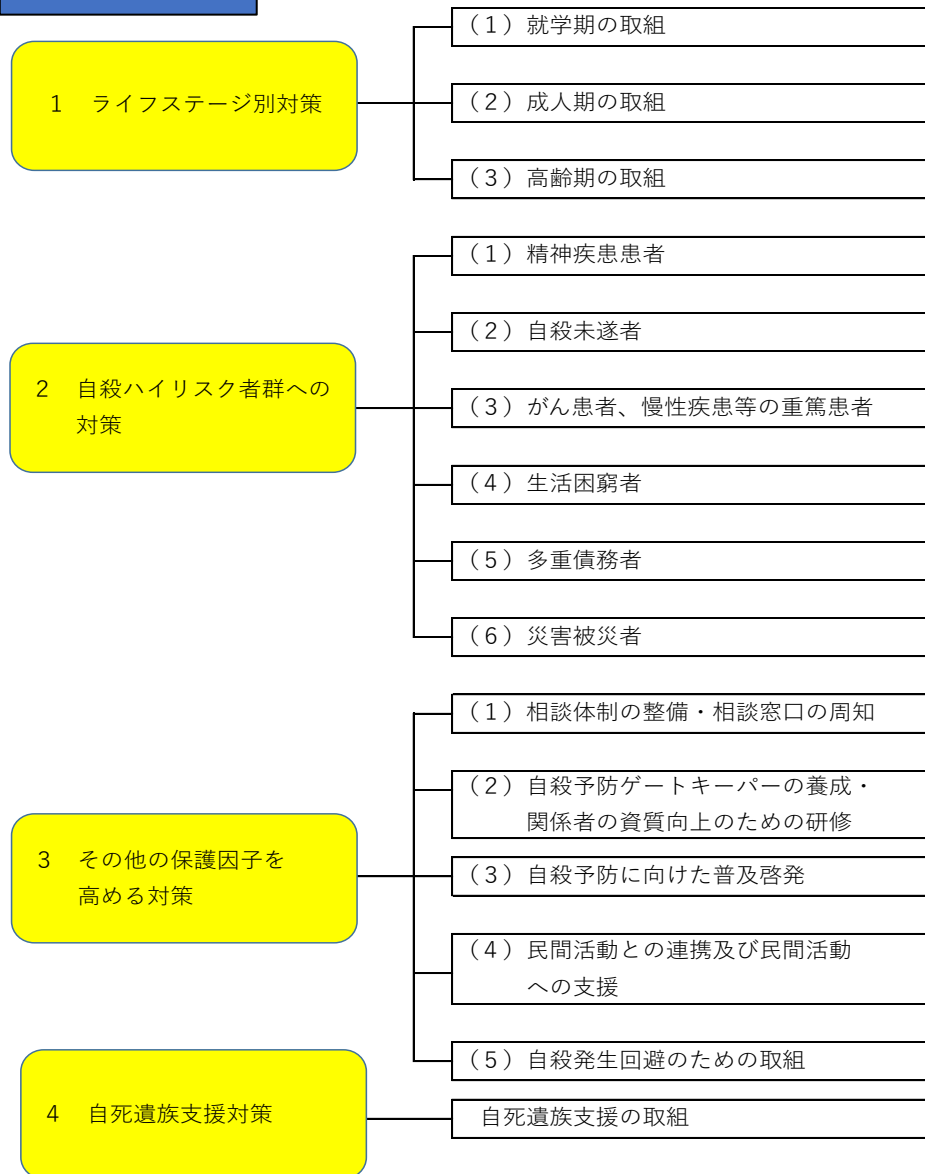
事務局案

現行の基本目標を引き続き、次期計画の基本目標とする。

2026年までに自殺死亡者を13.0以下まで減少させる

6 計画の構成 <計画の体系>

現行の体系



現行計画の体系の考え方

「4つの対策」を「15の取組」により推進

「4つの対策」

- ・自殺の原因・動機、必要となる対策は、「ライフステージ」や「ハイリスク者群」ごとに異なることから、「ライフステージ別対策」、「自殺ハイリスク者群」ごとの対策を柱とする。
- ・また、「その他の保護因子を高める対策」、「自死遺族支援対策」の、合わせて「4つの対策」を柱とする。

「15の取組」

- ・自殺リスクを高める「危険因子（生きることの阻害要因）を低減させる取組を実施する。
- ・自殺リスクを低下させる「保護因子（生きることの促進要因）を増加させる取組を実施する。

⑥ 計画の構成 <計画の体系>

ワーキンググループ委員意見

○「女性・子ども若者以外」の自殺対策について

- ・自殺が多い時期に相談窓口などの周知ができるとよい。
- ・精神疾患患者、自殺未遂者、がん患者だけでなく、**その周りの家族の支援**を入るとよいと思う。
- ・**外国人のアプローチ**があってもよいと思う。
- ・**性的マイノリティ**に関しては、大学、教育機関では、急激にこのテーマについて取り組むべきという感じが出てきた。計画として盛り込んだほうがよい。
- ・性的マイノリティに関しては、社会の多様性という意味や或いは人権の尊重という観点でまとめた方がよい。

○「女性」の自殺対策について

- ・**妊産婦の対策**について、コロナ禍のためできていないことや不安に思っている妊産婦がいる。これまでなら誰かを頼るとか誰かにきてもらうことができたがコロナ禍でそれができていないため、対策に反映できるとよい。
- ・**予期せぬ妊娠**などの問題で、赤ちゃんの特別養子縁組を計画に書き込んでほしい。
- ・女性の自殺率は我が国は戦前から高い。コロナ禍で急に女性の自殺が高くなったわけではないため、コロナ禍に限った対策だけでは足りないのではないか。
- ・**女性を独立項目**として加えた方がよい。

6 計画の構成〈計画の体系〉

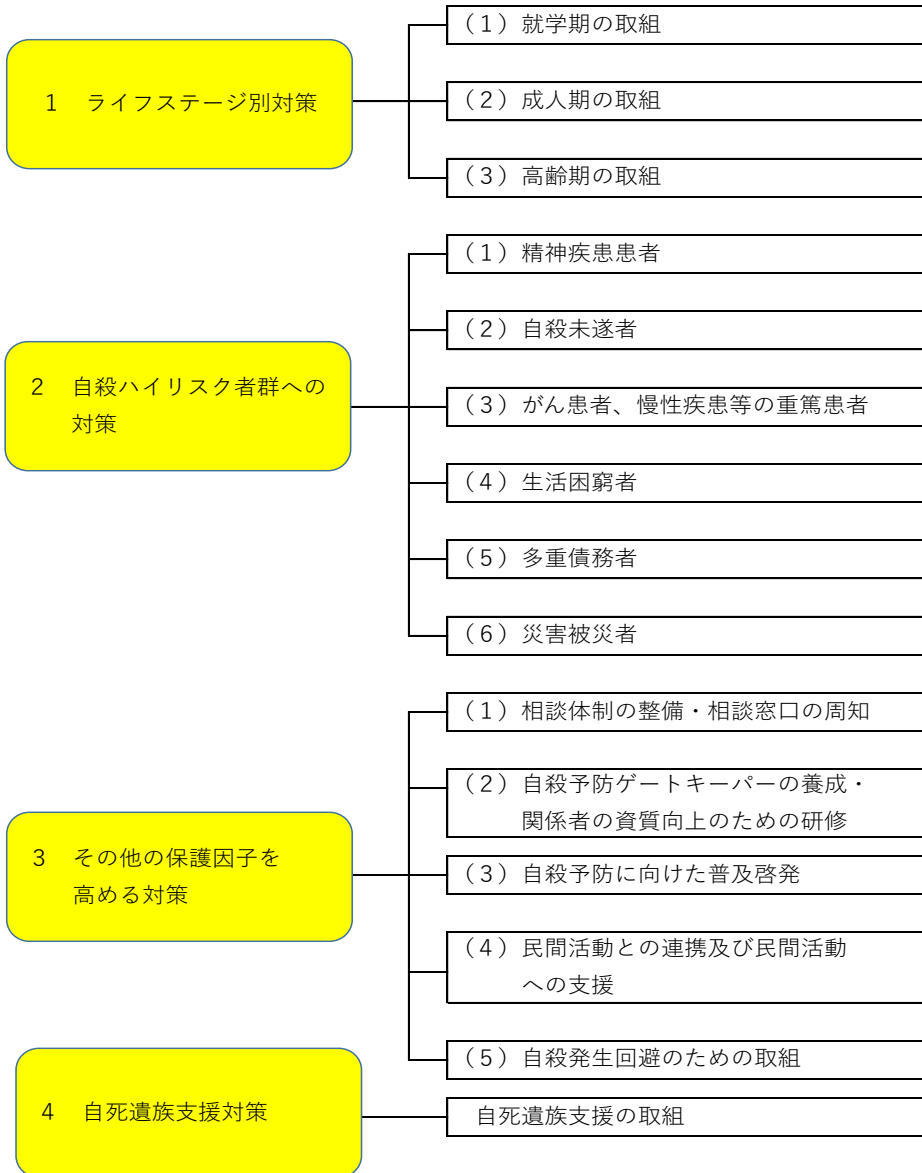
ワーキンググループ委員意見

○「子ども若者」の自殺対策について

- ・今の大人たちが子どもたちにどう見えているのか、大人が安心して生活できているのかというのは子どもたちに影響を与える。
- ・子どもたちが自分の人生を自分で何とかできると思える社会になっていない。
- ・必要な時に児童精神科に繋がっていないのではないか。
- ・**子どもの権利**が表明できていない。
- ・経済的な格差の問題やいじめの問題、最近では宗教2世問題があるのではないか。
- ・**コロナ禍の影響**による今の世の中の何か閉塞的な感じが、子どもたちに影響している。
- ・何か悩んでいる子どもへの教育というのももちろん大事であるが、周りの大人たちへの啓発であるとか、教育も、同じように大事である。発信力もさることながら周りの受診力、SOSの受けとめ方をしっかりやらないと、気づかなかったようなことがあるのではないか。
- ・「命を大切に」と言い続けてしまうと、遺児の子の中に、「お父さんは命を大切にできなかったのか」と思ってしまったたり、疎外感を感じてしまうこともあり得る。同時に**自死遺児への配慮**を忘れてはいけない。命の大切さを強調するあまり、既遂者を抱えている家族、周辺者への配慮ない言葉が出ている。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が重視されているが、名古屋市子ども応援委員会で常勤のスクールカウンセラーが配置されているが、県の採用だと非常勤で少ない。
- ・困難に立ち向かうという教育が、立ち向かわない教育も必要ではないか。
- ・具合が悪くなってからどうしたらいいかという教育が、自殺予防教育では多いが、実際には具合が悪くなる一歩前、二歩前ぐらいで対応できることを教えておくことも大事である。
- ・若者のところで、特に20代が非常に心配であるが、成人期の取組では、**若者の対策が見えづらい**。ターゲットとなる人たちのイメージが明確になるような形にするべき。小区分のようなところで考えてもらいたい。

6 計画の構成 <計画の体系>

事務局案



「4つの対策」は引き続き維持し、「15の取組」を再編

1 ライフステージ別対策

- (1) 就学期の取組 コロナ禍の影響、子どもの人権等について追記
- (2) 成人期の取組 コロナ禍の影響、若者の自殺対策について追記
- (3) 高齢期の取組

2 自殺ハイリスク者群への対策

※自殺ハイリスク者群への対策には家族等の支援も含むことを追記

- (1) 精神疾患患者
- (2) 自殺未遂者
- (3) がん患者・慢性疾患等の重篤患者
- (4) 生活困窮者・多重債務者 経済的な問題以外に複合的な問題を抱えている者
- (5) 災害被災者・犯罪被害者等 予期せぬ突発的な被災・被害者
- (6) 女性
妊産婦、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた相談支援等を追記

3 その他の保護因子を高める対策

- (1) 相談体制の整備・相談窓口の周知 外国人の相談を追記
- (2) 自殺予防ゲートキーパーの養成・関係者の資質向上のための研修 取組に関係者向け性的マイノリティの研修等を追記
- (3) 自殺予防に向けた普及啓発
- (4) 民間活動との連携及び民間活動への支援
- (5) 自殺発生回避のための取組

4 自死遺族支援対策

自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮することを追記

1 ライフステージ別対策

(1) 就学期

高等学校卒業程度までの時期に想定されるリスクに対する取組

危険因子

- ①学校における様々なストレス
- ②虐待
- ③思春期の精神疾患

保護因子

- ①命を大切にする教育、豊かな心を育む教育、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法の教育（SOSの出し方に関する教育）
- ②児童生徒等への相談体制の整備
- ③子どもの自己肯定感を育む取組の推進・居場所づくり
- ④教職員の資質向上、保護者への普及啓発、子どもの成長を地域で支える取組

学校（大学や各種専修学校等を含む）卒業程度までの時期に想定されるリスクに対する取組

危険因子

- ①学校における様々なストレス※
- ②虐待※
- ③思春期の精神疾患※

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて記載

保護因子

- ①命を大切にする教育、豊かな心を育む教育、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法の教育（SOSの出し方に関する教育）
- ②児童生徒等へのICTの活用を含めた相談体制の整備
- ③子どもの自己肯定感を育む取組の推進・居場所づくり
- ④教職員の資質向上、保護者への普及啓発、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の普及啓発、子どもの成長を地域で支える取組

7 III 自殺を防ぐための対策

事務局案

1 ライフステージ別対策

(2) 成人期

高等学校卒業程度から50歳代までの、就職期、就労期、子育て期等に想定されるリスクに対する取組

学校（大学や各種専修学校等を含む）卒業程度から50歳代までの就職期・就労期・子育て期等に想定されるリスクに対する取組

危険因子

- ①就職に関する悩みや失業等
- ②過重労働等によるうつ病
- ③産後うつ・子育ての悩み
- ④ドメスティック・バイオレンス（DV）

危険因子

- ①就職に関する悩みや失業等
- ②過重労働等によるうつ病
- ③産後うつ・子育ての悩み※
- ④ドメスティック・バイオレンス（DV）※

保護因子

- ①困難を抱える若者への支援
- ②職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ワーク・ライフバランスの推進
- ④子育てのしやすい環境の充実

保護因子

- ①若者の特性に応じた支援※
- ②職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ワーク・ライフバランスの推進
- ④子育てのしやすい環境の充実※

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて記載

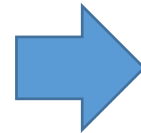
1 ライフステージ別対策

(3) 高齢期

概ね60歳代以降に想定されるリスクに対する取組

危険因子

- ① 孤立
- ② 加齢に伴う心身機能の低下



変更なし

保護因子

- ① 見守り支援・生きがい対策
- ② 各種介護事業

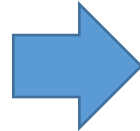
7 III 自殺を防ぐための対策

事務局案

2 自殺ハイリスク者群への対策

ライフステージに共通あるいは、区分できない自殺リスクの高い集団に対する対策

- (1) 精神疾患患者
- (2) 自殺未遂者
- (3) がん患者・慢性疾患等の重篤患者
- (4) 生活困窮者
- (5) 多重債務者
- (6) 災害被災者



- (1) 精神疾患患者
- (2) 自殺未遂者
- (3) がん患者・慢性疾患等の重篤患者

変更
なし

(4) 生活困窮者・多重債務者

・生活困窮者や多重債務者は、経済的な問題以外にも複合的な問題を抱えており、自殺リスクが高まる傾向がある。(追記)
・それぞれの取組に変更はなし。

(5) 災害被災者・犯罪被害者等

・災害被災者や性犯罪・性暴力をはじめとした犯罪被害者等は、予期せぬ突発的な災害や犯罪により大きな心理的な負担を抱えるため、PTSDなどの精神疾患を発症することもあり、自殺リスクが高まる傾向がある。(追記)
・災害被災者の取組は変更なし。犯罪被害者等は、取組を新たに追記。

(6) 女性(新)

・コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより女性の自殺者数は2年連続増加している。
・妊産婦の支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への相談支援等を追記する。

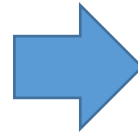
7 III 自殺を防ぐための対策

事務局案

3 その他の保護因子を高める対策

各種悩みごとに関する相談体制整備や、自殺予防のためのゲートキーパー養成、相談対応者等の資質向上研修、県民全体を対象にした自殺予防に関する啓発など、自殺を防ぐ保護因子を高める対策

- (1) 相談体制の整備・相談窓口の周知
- (2) 自殺予防ゲートキーパーの養成・関係者の資質向上のための研修
- (3) 自殺予防に向けた普及啓発
- (4) 民間活動との連携及び民間活動への支援
- (5) 自殺発生回避のための取組



(1) 相談体制の整備・相談窓口の周知

・外国人を含めた相談体制の整備を追記する。

(2) 自殺予防ゲートキーパーの養成・関係者の資質向上のための研修

・新たな取組として、関係者向け性的マイノリティ研修等を追記

(3) 自殺予防に向けた普及啓発

(4) 民間活動との連携及び民間活動への支援

(5) 自殺発生回避のための取組

変更
なし

7 III 自殺を防ぐための対策

事務局案

4 自死遺族支援対策

自死遺族に対しての支援の推進を図るとともに、
県民に自死遺族の方々への配慮について理解の促進を図る

自死遺族に対しての支援の推進を図るとともに、
県民に自死遺族の方々**の名誉及び生活の平穩に**配慮することについて理解の促進を図る

危険因子

- ①精神的な不調
- ②自死に対する偏見

危険因子

- ①精神的な不調※
- ②自死に対する偏見※

※自殺者等の名誉及び生活の平穩へ配慮することを追記

保護因子

- ①自死遺族団体等の活動
- ②相談窓口の周知等

保護因子

- ①自死遺族団体等の活動
- ②相談窓口の周知等

変更なし

⑧ IV 推進体制の整備及び計画の的確な進行管理

1 推進体制の整備

知事を本部長、関係部局長を本部員とした「愛知自殺対策推進本部」（2008年3月設置）により計画を推進する。

2 計画の的確な進行管理

計画の進捗状況について、その結果を県内の関係機関、民間団体、学識者等で構成する「愛知県自殺対策推進協議会」（2007年6月設置）に報告し、計画を着実に推進する。

計画の進捗状況の把握に当たっては、主な取組について指標を設定し、その達成状況を把握する。